

給水装置等の情報提供に関する要綱

(平成 22 年 3 月 31 日 21 川水総給第 627 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における水道給水業務を円滑に実施するために、給水装置の所有者又は使用者ではない者からの申請に応じて、給水分岐管台帳平面図（以下「分岐台帳」という。）又は給水装置工事台帳（以下「給水台帳」という。）に記載されている情報（以下「給水装置等の情報」という。）を提供する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 分岐台帳 給水装置工事完成図面を基に作成したもので、次に掲げる給水装置等の情報の概要を記載した平面図をいう。

ア 配水管の布設状況

イ 建築物に対して給水する給水装置の配水管への取付口から建築物に至るまでの布設状況

ウ イ以外の給水装置の配水管への取付口から水道メーター又は止水栓若しくは仕切弁に至るまでの布設状況

エ 給水管の口径

オ 水道メーター及び配水管への取付口に最も近い宅地内の止水栓又は仕切弁の布設位置

カ 家形

キ 水栓番号

(2) 給水台帳 給水装置工事申込書、給水装置完成図等給水装置工事の申込

みから完成までに提出される書類を給水装置工事ごとにまとめたものをいう。

- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（分岐台帳に係る情報の提供等）

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、給水装置等の情報の提供を申請する者（以下「申請者」という。）の利用目的が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該申請に基づき、この要綱に定めるところに従い、分岐台帳に係る給水装置等の情報を提供することができる。

- (1) 給水装置の工事又は維持管理のための調査を目的とする場合
- (2) 道路・宅地の掘削又は建物等の解体工事のための調査を目的とする場合
- (3) 宅地建物取引のための調査を目的とする場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該利用目的が正当なものであると判断できる場合

2 前項に規定する申請は給水装置完成図等情報提供申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により行うものとし、その目的及び申請に必要な書類等を確認した上で受理することとする。

3 申請書の受理及びこれに伴う情報の提供は、閲覧窓口で対面により又は電子申請システム（市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化推進室が所管する汎用受付システムをいう。以下同じ。）により行わなければならない。ただし、漏水事故等緊急の必要性が認められる場合は、この限りでない。

（給水台帳に係る情報の提供等）

第4条 管理者は、申請者が給水装置完成図に含まれる情報の提供に関する同意書（第2号様式。以下「同意書」という。）を添付して前条の申請をした

ときは、給水台帳に係る給水装置の情報を提供することができる。

2 同意書は、給水装置の所有者又は使用者が必要な事項を記入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、分岐台帳に係る給水装置等の情報だけでは前条第1項に掲げる申請の目的を達成することができないと認める場合は、同意書なくして、必要最小限と認める範囲で給水台帳の情報を提供することができる。

(本人確認)

第5条 申請者は、閲覧窓口で対面により行う場合にあっては次の各号に掲げる書類を管理者に提示することにより、電子申請システムにより行う場合にあっては電子署名並びに川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年上下水道局規程第38号）第5条第2項第1号に掲げる署名用電子証明書及び第2号から第4号に掲げる電子証明書により、本人であることを証明しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、基礎年金番号通知書その他法令の規定により交付された書類であって、申請者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむをえない理由により提示することができない場合にあっては、申請者が本人であることを確認するために管理者が適当と認める書類

(情報を提供する際の注意)

第6条 管理者は、給水装置等の情報を提供するときは、次の事項に留意する。

(1) 利用目的に係る情報以外の情報を提供しないこと。

(2) 提供する情報が現地の給水装置等の状況とは異なる場合があることを説

明すること。

（電磁的記録による処理）

第7条 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類、台帳その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって、当該書類等に代えることができる。ただし、第4条に定める同意書については、この限りでない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、サービス推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

給水装置完成図等情報提供申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

下記の注意事項及び誓約事項に同意したので、次のとおり給水装置完成図等に係る情報の提供を申請します。

申請者 (窓口に来られた人)	氏名 (申請者本人の個人名を必ず記入してください。)	
	住所	
	法人名称	
	連絡先	
給水装置場所	区	町 丁目 番 (番地) 号
水栓番号		
利用目的	☐ 給水装置の工事又は維持管理のための調査 ☐ 道路・宅地の掘削又は建物等の解体工事のための調査 ☐ 宅地建物取引のための調査 ☐ その他 ()	
必要とする 情報	☐ 配水管から宅地境界まで ☐ 配水管から宅地内第一止水栓まで ☐ 配水管からメーターまで ☐ 配水管から受水槽・増圧ポンプ等設備まで ☐ 宅地内第一止水栓の位置 ☐ メーターの位置 ☐ 受水槽・増圧ポンプ等設備の位置 ☐ メーター先の宅地内配管 《理由》 ☐ 漏水の修理・調査をするため ☐ 建物の工事による破損事故を防ぐため ☐ 給水装置工事の申込みをするため ☐ その他 ()	

注意事項

- 給水装置完成図等は、本市が水道給水業務を行う上での参考資料として保有するものであり、現地における実際の設置状況、給水装置・土地・建物の所有権その他権利関係について、現状と合致することを保証するものではありません。

誓約事項

- 閲覧、交付等により得た情報について、
 - 利用目的以外には利用しません。
 - 第三者への提供、複写及び複製はしません。
 - 保管には十分注意し、交付を受けた給水装置完成図等が不要となった場合は、速やかに廃棄します。
- この申請により、所有者、使用者その他利害関係人若しくは川崎市に損害を与え、又は紛争が生じたときは、申請者の責任において解決します。

(裏)

職員記入欄

担当者	所 属	氏 名
申請者の 本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 主任技術者証 ☐ その他（ ）	
所有者又 は使用者 の同意書 確認	☐ あり ☐ なし	
対 応	☐ 写しの交付 ☐ 閲覧 ☐ 口頭での提供	

給水装置完成図に含まれる情報の提供に関する同意書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

* 同意者 (給水装置の所有者又は使用者)

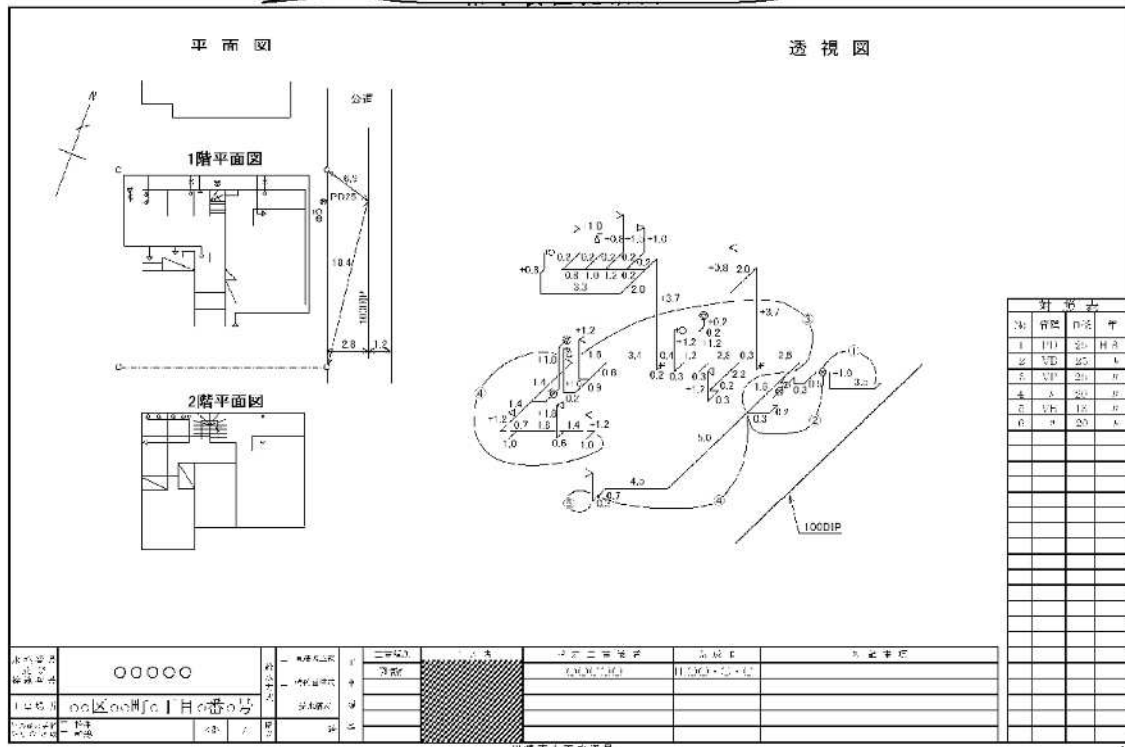
[氏名・名称及び代表者名] (自署できない場合は記名押印をしてください。)
[住所]
[連絡先]

私 (給水装置の所有者又は使用者) は、下記の者 (* 申請者) に対して、私が所有し、又は使用する給水装置の工事完成図又はそれに含まれる情報のうち、次に掲げる情報を提供することに同意します。

[給水装置の場所又は掘削工事を予定している場所] 川崎市 _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 [外部提供に同意する給水装置情報] ☐ の中に、レ (チェック) を入れてください。 ☐ 全部 (裏面の給水装置完成図①) ☐ 家形・間取り等を除く給水装置情報 (裏面の給水装置完成図②) ☐ 上記の家形・間取り以外で給水装置情報の箇所をマスキング (隠す) する場合は、裏面の給水装置完成図②に、その箇所を○枠で囲うなどしてください。 その他 (要望がある場合) _____ _____ * 申請者 (窓口で情報提供申請を行う者) [氏名] (法人の場合は名称・代表者の氏名) _____ [住所] _____ [連絡先] _____
--

(裏)

給水装置完成図①



給水装置完成図②

